

(建設部 都市整備課)

計画期間	H 31 ～ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格	将来の都市のイメージ					
	都市づくりの戦略方針（重点項目） <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">エリアを対象にした都市づくり</td> <td>亀山駅周辺まちづくり</td> </tr> <tr> <td>関宿周辺まちづくり</td> </tr> <tr> <td>井田川地域の住宅団地再生</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適切な土地利用の誘導（土地利用制度の検討・運用）</td> </tr> </table>	エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり	関宿周辺まちづくり	井田川地域の住宅団地再生	適切な土地利用の誘導（土地利用制度の検討・運用）
エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり					
	関宿周辺まちづくり					
	井田川地域の住宅団地再生					
適切な土地利用の誘導（土地利用制度の検討・運用）						

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	「都市整備の方針(用途地域の見直し方針)」については、関ヶ丘団地の用途地域指定を行った。 「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を進めるため、関宿周辺地区において、地域住民と意見交換を行った。 また、都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに必要となる防災リスクの基礎調査を実施し、災害リスクが高い地区の課題整理及び取組方針案を作成した。
成果	関ヶ丘団地の住宅系用途地域の指定(R5.6.12)を行った。 エリアプランの策定については、地域住民と関宿周辺まちづくりに関する意見交換を行い、地域との合意形成を進めることができた。 また、都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに必要となる防災リスクの基礎調査を実施し、災害リスクが高い地区の課題整理及び取組方針案を作成することができた。
総合計画 推進への 寄与度	1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進 魅力的な都市空間の形成を推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。



反省点・課題	都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得なければならず、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、施策の着実な推進を図る必要がある。 都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに必要となる基礎調査を計画的に進める必要がある。
--------	--



今後の方向性	エリアプランについては、地域の現状に則した意見聴取方法により、住民との合意形成を図り、関係部署との調整のうえ、検討を進めていく。 また、土地利用制度の検討については、庁内組織による検討も実施する。 都市計画法第41条に基づく建築制限が定められている区域のうち、大規模住宅団地である「みずきが丘、アイリス町」の住宅系用途地域の指定を進める。 令和8年度の都市マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに向け必要な調査を実施する。
--------	--